

「宮古島市サテライトオフィス誘致活動サポート事業」仕様書

1. 事業名称

「宮古島市サテライトオフィス誘致活動サポート事業」（以下、「本事業」という）

2. 業務内容

（1）企業訪問

平成28年度『「サテライトオフィス@宮古島」誘致に向けた可能性調査事業』に調査した、宮古島市への開設可能性の高い県外企業に対し、受託者が直接企業訪問を実施。沖縄県や宮古島市の優遇制度・物件に関する情報等を提供するとともに各種PR等を踏まえ、宮古島市への誘致に向けた活動を展開する。

※訪問先は東京・大阪・名古屋・福岡等を予定

（2）現地視察ツアー及びビジネスマッチング交流会

企業訪問等により本市への立地意向意欲が高い企業(5社以上)を対象として現地視察ツアーの実施。視察コースについては、適切な施設や場所、本市内企業への訪問等立地環境や投資環境がイメージし易いよう、効果を高める提案とする。

また、将来連携先および視察企業の要望する本市企業とのマッチング交流会を実施。交流会については、適切な施設においてマッチングの効果を高めることを提案する。

（3）フォローアップ業務

宮古島市へ進出する県外企業を対象に、本市の立地環境に関する情報提供、各種PR活動及び宮古島市へ進出する企業への窓口となるサポート体制を図る。

（4）報告業務

沖縄県及び宮古島市の現況や制度等の特色を踏まえ、企業訪問、現地視察ツアー及びビジネスマッチング交流会、フォローアップ業務の資料内容を戦略的に調査・検討した結果を作成する。

（5）その他

上記の業務と連携し実施するもので、より企業誘致の効果が高まる内容の業務を事業者の創意工夫により提案すること。

実施スケジュール

本事業の実施スケジュールは概ね以下のとおりとなる。

	8	9	10	11	12	1	2	3
誘致方針								
企業訪問（県外6回程度）								
誘致効果が高まる業務（企業提案）								
現地視察ツアー・マッチング交流会								
報告書提出	 ★							

4. 業務体制

- (1) 本事業においては、沖縄県及び宮古島市の現況や制度等の特色を理解し、業務を遂行する能力を有した者を責任者として配置すること。
- (2) 開設意向の特に高い県外企業に対して企業訪問や情報提供等コンタクトを行える体制を整えること。
- (3) 本市が協議を行う場合は、すみやかに対応を行うこと。

5. 成果物

本事業終了後以下のものを成果物として印刷物 1 部、電子媒体 1 部提出すること。
なお成果物の著作権は、宮古島市に帰属するものとする。

- (1) 業務報告書
- (2) 訪問調査を行った企業の調査結果

6. その他

- (1) 本事業において、受託者はこの事業を充分考慮し念頭におき、事業を遂行するものとする。
- (2) この仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいはこの仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は本市と協議すること。